

SHIZUOKA PICNIC GARDEN 2020 出展規約

下記文書をよくお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。

2020年8月

1項:規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含む、以下同)は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項、出展時細則など)を遵守してはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができ、次回からの出展をお断りさせていただく場合がございます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し・ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

2項:出展資格

1. 出展者は主催者が定める「SHIZUOKA PICNIC GARDEN 2020(以下本イベントと表記)の開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する法人・団体、企業などに限定します。また、主催者は主催者の出展基準に従い、法人・団体・企業、商品・サービスなどが出展に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- ・申込の際、内容に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・出展内容が本イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合
- ・出展者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
- ・来場者やほかの出展者などから苦情が予測される場合
- ・出展者が自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合
- ・出展者が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう)であること、またはあったことが判明した場合。出展者が出展のために契約する者(施工を委託する者を含むが、それに限らない)が反社会的勢力であることが判明した場合
- ・そのほか出展が著しく不相応と判断される場合

2. 出展申し込みを正式に受理した後も、出展者が主催者が提出した書類に記載されていることに従えないと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。

3. 主催者は疫病などでWHO(世界保健機構)の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提供を求める場合があります。

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント前日・当日の体調がすぐれない方は出展をお断りします(発熱、咳、倦怠感、咽頭痛など)。

5. 主催者が提出を求める書類を期限までに提出できない方は出展をお断りします。

3項:出展申し込みおよび出展料の支払い

1. 本イベントは、主催者指定のホームページ上にある「申請フォーム」からのお申し込みを主催者が受理した時点をもって、正式な出展申込受理とします。

2. 主催者が出展申込を受理した後、出展料(備品代などを含む)を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へお振込みください。主催者が定める期日までに出展料のお振込みがない場合、主催者は申し込みを取り消す権利を持ちます。

4項:出展キャンセル・返金について

1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。やむを得ない事情により出展取り消し・解約をする場合は、出展者は書面にて主催者に届け出なければなりません。また、ご入金いただいた金額以上の損害が主催者に発生した場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。

2. 出展取り消し・解約をされた場合は、一度ご入金いただいた出展料、その他は払い戻しできません。

5項:本イベントの中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、主催者、会場(公園)責任者、各関係省庁の協議により、本イベントの全部または一部の運営を中止、一時中断、再開できるものとします。出展者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出展者および関係者の損害(出展料・レンタル料他)を補償・返金をしません。

【協議対象となる事象の事例】

- ・新型コロナウイルス感染関連で国または静岡県で緊急事態宣言が発令された場合。静岡県新型コロナウイルス警戒レベル4以上になった場合
- ・気象状況悪化(台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令)
- ・地震、洪水発生
- ・火災発生
- ・熱中症・食中毒などの集団発生(各関係省庁の指導があった場合)
- ・危険物の発見・爆破予告などの発生
- ・その他、主催者、会場(公園)責任者、各関係省庁が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合

2. 本イベントの中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。

- ・2週間前の社会情勢を加味した判断
- ・1週間前の社会情勢を加味した判断
- ・イベント前日までの状況判断
- ・イベント当日朝5時(実行委員会スタッフ会場立ち合い時)
- ・イベント本番中は適宜状況により判断

6項:出展位置の割り当て

1. 出展位置は、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

2. 出展者は、主催者が定めた出展スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を他社と交換・譲渡・貸与することはできません。

3. 主催者は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出展申込キャンセルなどがあった場合、出展位置を変更することができます。

7項: 書類の提出

1. 出展申込書提出後に、出展者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展・申込事項を履行するかどうかを決定する権利を持ちます。

8項: 展示・販売に関する規約

1. 出展者は応募フォームに記載された法人・団体及び商品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに書面またはメールにて主催者に連絡をし、許可を得なければなりません。

2. 装飾・展示物などの搬入・搬出及び展示方法、販売方法、運営方法などは、主催者の提供する「**出展のご案内**」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。

3. 出展者は通路など自社ブース以外の場所で展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断をし、出展者はこれに従うものとします。

4. 出展者はほかの出展者の迷惑となる行為を行ってはいけません。その行為が来場者・出展者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることがあります。

5. 出展者は会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

6. 会期中及び会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘など)があったと主催者が判断した場合、または体調不良や食中毒そのほか疑いのある症状が認められた場合は、主催者は事実確認を行うとともに、販売中止または次回以降の出展拒否などの権利をもちます。出展者はこれに従うものとします。

7. 会期中及び会期後の出展者と来場者間における現金授受を行う物品やサービスの提供・商談・契約内容などに関して主催者は一切責任を負いません。

8. 出展者は以下の販売を禁止します。

- ・ペットなどの動物
- ・賞味・消費期限切れの商品
- ・当日にほかの出展社から購入したもの
- ・アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど
- ・大量生産されているとみなされる商品
- ・権利や資格、携帯電話など、別途契約事項が必要とされるもの
- ・盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの
- ・キャラクター商品などをリメイク、もしくは模倣している商品
キャラクターの布を使ってバックや洋服、小物などの商品は二次創作になります。権利者の許諾を得ずにリメイクした商品などの販売はできません
- ・そのほかイベント趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品

9. アルコール販売(ビール、サワー、ワイン、日本酒含む)は銘柄指定があるため、主催者側で販売いたします。各出展者での販売はできません。

10. 出展者は以下の行為を禁止します。

- ・出展される販売商品およびサービス以外の販促行為
- ・SALE、値下げと表記されたサインの掲出
- ・社名入りののぼり、風船、旗などの設置
- ・テント梁より上部に看板をたてる行為。マイク、拡声器、スピーカーなどの使用
- ・スペース以外でのチラシ配りや呼び込み。スペース内の周囲に迷惑になる大声での呼び込み
- ・会場内でのアンケート
- ・在庫置き場としてスペース以外に持ち込みテントを張る行為

9項: 個人情報の取り扱いについて

1. 出展者は展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での利用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。

10項: 損害責任

1. 主催者はいかなる理由においても、出展者及びその雇用者・関係者が展示スペース及び関連ホームページを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

2. 出展者はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意の如何を問わず、会場内及びその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。

3. 出展された商品・サービスについて出展者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決・処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害が発生した場合は、直ちに補填しなければならぬものとします。

4. 主催者は天災、疫病、そのほか不可抗力の原因による会期の変更・開催中止によって生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

11項: 規約の更新

1. 主催者は本規約を随時更新することができるものとします。本規約を変更した場合、すべての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。また、本規約の変更はHPで告知されます。

SHIZUOKA PICNIC GARDEN 2020 出展時細則

当イベントはすべての方にとって居心地のいい場所の実現を目指しております。
出展される方は下記のルールを守ってください。

1項: イベントの取り組みへの参加について

- ①イベント全体でゴミの削減に取り組みます。お客様が商品購入の際には「マイバックはお持ちですか」の声掛けをお願いします。お持ちでない方には出展者で用意していただいているものをお渡しください。
- ②出展者で出たゴミは各自でお持ち帰りください。会場内のゴミ箱、公園内、近隣へのゴミの投棄などマナー違反のないようお願いいたします。
- ③出展の際に使用する食器類(お皿やお箸など)は環境に配慮した間伐材のものを使用するなどしてください。

2項: 設営・開場前準備について

- ①イベントスタートの30分前までに設営を完了してください。
- ②決められた場所以外に商品や荷物を置かないでください。
- ③スペースサイズに収まるようレイアウト・配置をお願いします。
- ④開場時間より前の出展者間での販売はご遠慮ください。(転売行為の禁止)
- ⑤持ち込みテントなどを使ってスペース以外での場所どりは禁止します。
- ⑥移動販売車出展の方は持ち込みテント、タープを使用できます。ただし、強風にあおられて人身事故などが起こる場合がありますので、必ず各自で倒れないよう、飛ばないように固定をお願いいたします。主催者が安全でないと判断した場合はテント、タープの撤去をお願いする場合があります。
- ⑦ご自身で用意した机、いすなどの備品類を設置する際は倒れないようにしてください。イベント終了後はテント内に収納し、盗難にあわないよう工夫をしてください。

3項: 搬入・搬出時について

- ①搬入日時、搬出時間は出展カテゴリによって異なります。後日ご案内します「出展のご案内」をご覧ください。
- ②雨風の対策を考慮したうえで、ご準備をお願いします。事前の天候によっては地面が湿っている場合があります。直接ものを置かないようにお願いします。
- ③食品関係(飲食ゴミを含む)は必ずお持ち帰りください。
- ④カラスや野良猫、野犬がテント内に入り、荒らすことがあります。出展者のみなさんは各自で商品管理を行ってください。被害についての補償は主催者側では負担いたしません。

④夜間は警備員が常駐しますが盗難・紛失・自然災害などの損害責任は負いかねます。貴重品、商品の管理などは各自でお願いいたします。

⑤搬出時は大変混雑します。マナーを守り、ルール違反のないようお願いいたします。

5項: そのほか

- ①そのほかの禁止事項
 - ・社名、団体名の入ったテントやパラソルなどの使用
 - ・持ち込み発電機の使用 ※主催者側で有料対応
 - ・募金活動
- ②後日、来場者から商品のお問い合わせがあった場合、主催者ではお答えできません。購入されたお客様の商品を預かる際には、必ず連絡先の交換をお願いします。トラブル防止のために「ショップカード」などをご準備ください。
- ③会場内で起きた盗難や金銭のやり取り、売買に関するトラブルなどは主催者側では責任を負いかねます。
- ④会場では取材や記録用の写真・動画などの撮影を行います。当イベントの紹介に使用させていただく場合がございます。撮影された写真、動画の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、主催者(実行委員会)に帰属します。出展者は撮影された写真・動画について、主催者(実行委員会)に対して著作者人格権は行使しない。
- ⑤迷子・救護・遺失物・拾得物などの対応は本部で行います。
- ⑥緊急及び救急などのトラブル発生時には実行委員会の指示に従ってください。
- ⑦ブログや会場内での発言には責任を持ってください。伝聞や憶測、噂などの不確かな情報の投稿はおやめください。
- ⑧イベント終了後、出展者の皆様にはアンケートをお願いしますのでご協力をお願いいたします。

6項: ご協賛企業の皆様の出展時のルールについて

規約上、禁止行為とさせていただきます。ご協賛企業の出展に限り、下記の販促・PR活動は可能です。

- ①サービスや活動のPR
- ②社名・物件名入りのスタッフユニフォーム、Tシャツの着用
※イベントの雰囲気合うものをご用意ください
- ③アンケートの取得
- ④ブース前通路でのチラシなどの配布
- ⑤物件名入りの風船など、販促物の手渡し
- ⑥液晶モニターの設置